第六条の二第一項第八号及び第九号を削り、同項第七号中「に係る特定買付け等」を「の買付け等」に、「当該特定買付け等」を「当該株券等の買付け等」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「特定買付け等を」を「株券等の買付け等を」に、「三分の一」を「百分の三十」に、「含む。）に」を「含む。次項第二号において同じ。）に」に、「当該特定買付け等（」を「買付け等（」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「特定買付け等」を「株券等の買付け等」に、「にある」を「を有する」に改め、同号を同項第七号とし、同号の前に次の二号を加える。

五　発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

第六条の二第一項第十一号及び第十二号を削り、同項第十三号中「第九条第一項」を「第九条第二項第一号」に、「金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）」を「第一種金融商品取引業者」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号を同項第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三　公開買付けが行われる場合において当該公開買付けに係る株券等の発行者が発行する株券等について行う買付け等であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ　当該公開買付けによる買付け等を行う者と同一の者が行うものであること。

ロ　当該買付け等に係る買付け等の価格（法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。以下ロ及び次条第三項において同じ。）が当該公開買付けに係る買付け等の価格を下回ること。

ハ　当該買付け等に係る株券等の受渡しその他の決済が当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済と同時に行われること。

ニ　当該買付け等に係る契約の締結までに、当該買付け等を行う者が、当該買付け等の相手方に対し、当該公開買付けの内容を記載した書面を交付し、又は当該内容を記録した電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第十七条の十二第二項第四号、第三十六条の三及び第三十六条の四において同じ。）を提供したこと。

ホ　当該公開買付けに係る公開買付開始公告（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告をいう。以下この節において同じ。）及び公開買付届出書（同項に規定する公開買付届出書をいう。へにおいて同じ。）において法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付していないこと。

ヘ　当該公開買付けに係る公開買付届出書（その訂正届出書を含む。）においてニに規定する契約があること及びその内容を明らかにしていること。

十四　担保権の実行による株券等の買付け等

第六条の二第一項第十六号中「第八条第五項第三号」を「次条第五項第三号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

十五　事業の全部又は一部の譲受けによる株券等の買付け等

第六条の二第四項を削り、同条第三項中「第二十七条の二第一項第一号」を「第二十七条の二第一項第二号」に改め、「著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして」及び「次条第七項第一号に規定する場合における買付け等を除く。）」を削り、「第三号」を「第六号」に、「第十号から第十五号まで」を「第九号から第十七号まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第二十七条の二第一項第一号」を「第二十七条の二第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

3　法第二十七条の二第一項第一号に規定する買付け等を行う株券等の数又は買付け等の価格の総額が著しく少ない場合として政令で定める場合は、当該株券等の買付け等により増加する当該株券等の買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（同号に規定する株券等所有割合をいう。次条第五項第三号及び第十四条第一項第二号イにおいて同じ。）が千分の五未満である場合（当該株券等の買付け等を行う者が当該株券等の買付け等を行う日前六月間において当該株券等の発行者が発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等及び法第二十七条の二第一項ただし書に規定する適用除外買付け等を除く。）を行つている場合を除く。）とする。

4　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める割合は、三分の二とする。

第六条の二を第七条とする。

第八条第一項中「（法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。以下この節において同じ。）」を削り、同条第三項中「（法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。）は」を「は、当該株券等の種類及び内容に応じ」に改め、同条第五項第三号中「（法第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第九条第一項中「次に掲げる者」を「その者が法人等に対して当該法人等の総株主等の議決権の数の百分の二十以上の数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。第三項から第五項までにおいて同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この項から第三項までにおいて「特別資本関係」という。）を有する場合（当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本関係を有することとなる場合を除く。）における当該法人等」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「役員」の下に「（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。）」を加え、同項第二号中「及びその役員」を削り、同項第三号中「並びに当該法人等の役員」を削り、同条第三項中「（その親族を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「議決権の」及び「以上の」の下に「数の」を加え、同条第四項及び第五項中「議決権の」及び「超える」の下に「数の」を加え、同条第六項中「第一項第二号」を「第一項」に改める。